

《見直しの背景》

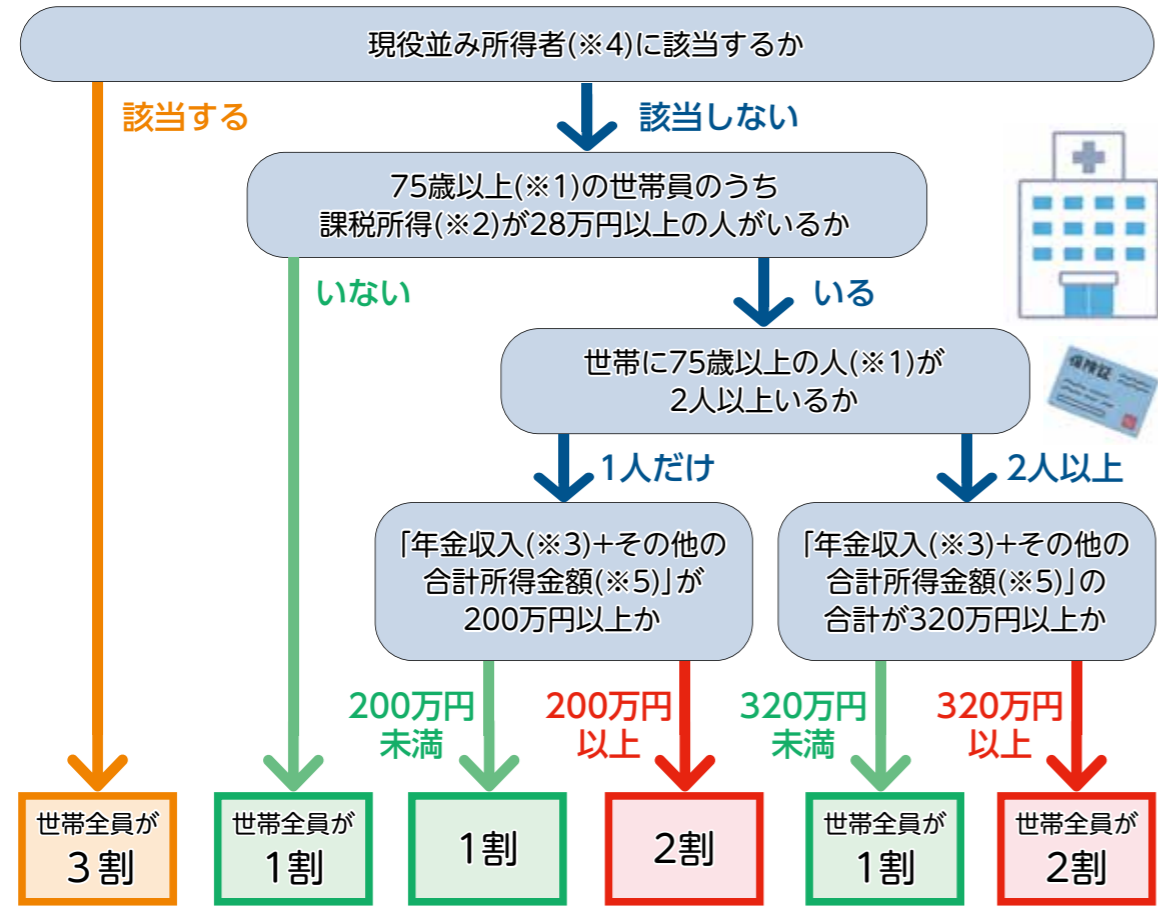
令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しです。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



《窓口負担割合2割の対象判定》

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人(※1)の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定します。

令和3年中の所得をもとに、令和4年8月ごろから判定が可能になり、9月ごろに被保険者証を送ります。



注釈

- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)。
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者(※1)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

9月30日まで		10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など*	1割	一定以上の所得のある人	2割
		一般所得者など*	1割

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担です。

《負担を抑える配慮措置》

令和4年10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人の、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。同一の医療機関での受診は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。そうでない場合は、差額を高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、9～10月ごろに申請書を郵送する予定です。申請書が届いたら、記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

《配慮措置が適用される場合の計算方法》

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど ③-④	2,000円

注意!

- 電話や訪問での口座情報登録のお願いや、カード、通帳を預かることはありません。
- ATMの操作をお願いすることはありません。

配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます

医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者で一定以上の所得がある人の

問い合わせ
 本国保年金課 0287-71129
 西市民福祉課 0287-71129
 総務福祉課 0287-71129